

令和7年度(2025年度)奨学生出願のしおり

公益財団法人山口県ひとづくり財団 奨学センター

山口県ひとづくり財団は、将来、社会に貢献し得る人材の育成を目的として、向学心に富み有能な素質を有しながら、経済的な理由により修学が困難な生徒・学生に対し、奨学金の貸与を行っています。

令和7年度奨学生を次のとおり募集します。

〈奨学生出願の資格〉

- 1 保護者等が山口県内に住所を有しており、高等学校等（定時制・通信制を含む高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び専攻科、高等学校専攻科、専修学校高等課程及び高等専門学校を含む。以下、高等学校等という。）、大学（短期大学を含み、大学院を除く。）及び県内の専修学校専門課程等に在学している者
- 2 向学心に富み有能な素質を有し、経済的な理由により修学が困難と認められる者
- 3 （独）日本学生支援機構やその他の団体の貸与型の奨学生でない者

〈貸与月額・募集期間・貸与期間〉

	区 分			貸与月額	募集期間	貸与期間
高 等 学 校	国 公 立	一 般	一 般	18,000	令和7年 4月8日 ～ 4月30日	正規の修業期間（4月分から貸与）
			寮・下宿	24,000		
		離 島	一 般	24,000		
			寮・下宿	29,000		
		遠 距 離 ①		24,000		
		遠 距 離 ②		30,000		
	私 立	一 般	一 般	30,000		
			寮・下宿	35,000		
		離 島	一 般	36,000		
			寮・下宿	41,000		
		遠 距 離 ①		35,000		
		遠 距 離 ②		41,000		
大 学	国 公 立 (短大を含む)	1～6年次生		43,000 (定住加算有+20,000)	令和7年 4月8日 ～ 5月9日	
	私 立	1～6年次生		52,000 (定住加算有+20,000)		
	私立短大	1～3年次生		51,000 (定住加算有+20,000)		
専 修 学 校 (専門課程等)	国 公 立	1～3年次生		63,000		
	私 立	1～4年次生		71,000		

- 注1 離島在住で奨学金の貸与を受ける奨学生（高等学校等）のうち、本土の高等学校等への進学に必要な経費（渡船料・家賃）に対し、国及び地方公共団体から補助金を受給される場合、区分は「離島」ではなく「一般」を適用するものとします。
- 2 遠距離①とは、1か月あたりの定期券運賃の合計金額が10,000円を超える場合、遠距離②とは、同じく20,000円を超える場合です。
- 3 大学で定住促進奨学金を希望する人は別紙「定住促進奨学金（大学一般奨学金に加算）について」を参照してください。
- 4 専修学校専門課程等の在学者は、別紙「専修学校（専門課程等）定住促進奨学金貸与制度について」を参照してください。
- 5 学校への書類提出締切は、募集期間最終日より早くなっていることがあります。各学校に確認してください。

〈出願の手順〉

出願に必要な書類（申請書類）は、Teamsでお送りしています

出願に必要な書類は次のとおりです。在学する学校を経由して提出してください。

書類 1 ～ 5 の様式については、学校へ申し出てください。

1 山口県ひとづくり財団奨学生願書

家庭状況欄には本人を含め家族全員について記入してください。

2 山口県ひとづくり財団奨学生推薦調書

在学している学校において作成します。学校が推薦調書を作成する上で、成績証明書等が必要となる場合があります。学校の指示に従ってください。

3 通学定期券（コピー）貼付シート（高校生で遠距離①②の出願者のみ）

4 作文（高校生のみ）

「私の学校生活」「私の将来」等、奨学金出願に関する作文原稿用紙（1 枚程度）に本人が記述してください。

5 承諾書（高校生のみ）

6 最新（令和 6 年度（令和 5 年分））の課税証明書

発行 3 か月以内の生計維持者全員分（住民税課税標準額及び市町村民税調整控除額の記載されているもの）を提出してください。

※生計維持者とは、生徒・学生の学費や生活費を負担する人であり、原則出願者の父母（父母ともいない場合は代わって生計を維持している主たる人）です。

※別紙「生計維持者について」「課税証明書の提出が必要な生計維持者の方へ」を確認してください。

7 住民票

発行 3 か月以内の家族全員分（本籍・個人番号の記載されていないもの）を提出してください。

※保護者等が外国籍の場合、永住者であることが分かるよう在留資格欄の表示が必要です。

〈所得の基準〉

別紙「所得基準について」を確認してください。

〈採否の決定通知と誓約書及び奨学金借用証書の提出〉

- ・ 奨学生願書及び関係書類に基づき、選考委員会で選考し、採否の結果については在学する学校を経由して高等学校等は 6 月、大学等は 7 月に通知する予定です。
- ・ 採用決定の通知を受けた後、「誓約書」及び「奨学金借用証書」を作成し、定められた日（別途通知）までに提出してください。
- ・ 「奨学金借用証書」には連帯保証人 2 人を記入してください。1 人は保護者等、他の 1 人は別世帯、ともに有職者（独立して生計を営む収入のある人）で、返還に責任を負うことができる 65 歳以下の成人とし、印鑑登録証明書を添付してください。

連帯保証人となる者の注意点は以下のとおりです。

- （1）父と母の 2 人で連帯保証人になることはできません。
- （2）破産者、生活保護受給者は連帯保証人になることはできません。
- （3）連帯保証人は、返還について債務者と同様の義務を負うことから、本財団の奨学金の貸与を受け返還を完了していない奨学生本人は、連帯保証人になることはできません。
- （4）連帯保証人が外国籍の場合は、永住者であることが確認できるものが必要です。

〈奨学金の貸与〉

- 1 奨学金は直接各奨学生の個人口座に振り込みます。
- 2 日本学生支援機構など他の奨学生（貸与型）に採用されたとき又は本財団の奨学生を辞退したときは貸与を終了し、休学したときは休止します。
- 3 学業成績や素行が不良になったとき、疾病等で修学の見込みがなくなったときは貸与を廃止します。
- 4 保護者等が山口県に住所を有しなくなったときは、貸与を終了します。

送金日 月分	高 等 学 校		大学・専修学校		備 考
	新規採用者	継続者	新規採用者	継続者	
4 月	(4～7月分) 7月25日	(4・5月分) 5月25日	(4～8月分) 8月下旬予定	(4・5月分) 5月25日	送金日が土・日曜日 ・祝日で金融機関が 休業日の場合は、翌 営業日となります。
5 月		毎月15日		毎月15日	
6 月					
7 月					
8 月					
9 月					
10 月					
11 月					
12 月	(2・3月分) 2月15日	(1～3月分) 1月15日			
1 月					
2 月					
3 月					

〈奨学金の返還〉

- 奨学金は学資として貸与されるもので、貸与終了（卒業・辞退等）後は必ず返還しなければなりません。
貸与を受けた奨学金は、貸与終了時に奨学金返還計画書を作成し、計画に従って返還してください。
なお、定められた返還期限までは無利息です。
- 返還方法及び返還期間
貸与を受けた奨学生は、貸与終了後6か月据え置いてから、月賦、半年賦、年賦のいずれかの方法で、貸与された金額を返還することになります。（4頁参照）
 - 高等学校等で貸与を受けた人は、貸与期間の3倍の期間内、大学等で貸与を受けた人は貸与期間の4倍の期間（定住促進奨学金貸与者は貸与期間の4倍の期間と20年のいずれか長い方の期間）内で返還することになります。
 - 高等学校等から大学等まで継続して貸与を受けた人は、大学等の返還期間に高等学校等の貸与期間を加えた期間内で返還することになります。
- 返還猶予
次のいずれかに該当するときは、願い出により奨学金の返還を猶予することができます。
 - 奨学生であった人が上級学校へ進学したとき
 - 本人及び連帯保証人の全員が、災害、疾病その他やむを得ない事由によって返還が困難と認められるとき
- 延滞利息
返還期限を過ぎても奨学金の返還が完了していないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、残元金に対して年5.0%の延滞利息を徴収します。

奨学金は、貸与終了後に責任をもって返還しなければなりません。
返還金は、直ちに後輩の奨学金として活用されます。
返還について十分考慮のうえ出願してください。

- ※ 特別な事情の場合、年間を通して緊急採用の制度があります。
- ※ 願書等の情報については、奨学事業以外には使用しません。
- ※ 出願の方法について不明な点がございましたら、学校又は直接奨学センターに問い合わせてください。

〒753-0072 山口市大手町2番18号 山口県教育会館内
 公益財団法人 山口県ひとづくり財団奨学センター
 ☎(083)933-4770 (平日 8:30～17:00)

参考 〈返還の目安〉※最長の期間を月賦返還した場合(端数初回調整)

【高等学校等】 返還期間＝貸与期間×3 倍

		1 年貸与	2 年貸与	3 年貸与	4 年貸与	5 年貸与
貸与月額	返還回数	36 回	72 回	108 回	144 回	180 回
18,000	貸与総額	216,000	432,000	648,000	864,000	1,080,000
	初 回	6,000				
	2 回目～					
24,000	貸与総額	288,000	576,000	864,000	1,152,000	1,440,000
	初 回	8,000				
	2 回目～					
29,000	貸与総額	348,000	696,000	1,044,000	1,392,000	1,740,000
	初 回	12,000	14,400	16,800	19,200	21,600
	2 回目～	9,600				
30,000	貸与総額	360,000	720,000	1,080,000	1,440,000	1,800,000
	初 回	10,000				
	2 回目～					
35,000	貸与総額	420,000	840,000	1,260,000	1,680,000	2,100,000
	初 回	14,000	16,400	18,800	21,200	23,600
	2 回目～	11,600				
36,000	貸与総額	432,000	864,000	1,296,000	1,728,000	2,160,000
	初 回	12,000				
	2 回目～					
41,000	貸与総額	492,000	984,000	1,476,000	1,968,000	2,460,000
	初 回	16,000	18,400	20,800	23,200	25,600
	2 回目～	13,600				

【大学・短大(一般分のみ)】 返還期間＝貸与期間×4 倍

		1 年貸与	2 年貸与	3 年貸与	4 年貸与	5 年貸与	6 年貸与
貸与月額	返還回数	48 回	96 回	144 回	192 回	240 回	288 回
43,000	貸与総額	516,000	1,032,000	1,548,000	2,064,000	2,580,000	3,096,000
	初 回	13,100	15,500	17,900	20,300	22,700	25,100
	2 回目～	10,700					
52,000	貸与総額	624,000	1,248,000	1,872,000	2,496,000	3,120,000	3,744,000
	初 回	13,000					
	2 回目～						
51,000	貸与総額	612,000	1,224,000	1,836,000			
	初 回	15,100	17,500	19,900			
	2 回目～	12,700					

【大学・短大(定住加算有)・専修学校】 返還期間＝貸与期間×4 倍と 20 年のいずれか長い方

		1 年貸与	2 年貸与	3 年貸与	4 年貸与	5 年貸与	6 年貸与	
貸与月額	返還回数	240 回					288 回	
63,000	貸与総額	756,000	1,512,000	2,268,000	3,024,000	3,780,000	4,536,000	
	初 回	15,100	6,300	21,400	12,600	27,700	30,100	
	2 回目～	3,100		9,400		15,700	15,700	
72,000	貸与総額	864,000	1,728,000	2,592,000	3,456,000	4,320,000	5,184,000	
	初 回	3,600	7,200	10,800	14,400	18,000	18,000	
	2 回目～							
71,000	貸与総額	852,000	1,704,000	2,556,000	3,408,000			
	初 回	15,500	7,100	22,600	14,200			
	2 回目～	3,500		10,600				

※ 高等学校等と大学等の両方貸与を受けた場合、貸与額を合算し、大学等の返還期間に高等学校等の貸与期間を加えた期間で返還